

四日市市上下水道局管理規程第2号

四日市市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱に関する規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱に関する規程（昭和33年水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱については、 <u>四日市市職員服務規程（昭和62年四日市市訓令第8号）の規定を準用する。</u>	上下水道局職員の勤務時間その他の勤務条件及び身分取扱については、 <u>別に企業管理規程が制定され、かつ、実施されるまでの間はなお従前の例による。</u>

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）